

## 訪問看護開始に係る手順の標準化と連絡様式の活用に係る実施要領

### 1. 目的

- 訪問看護サービスの開始にあたり、介護支援専門員と訪問看護事業所が行う手順を示し、また医療機関に対する訪問看護指示への情報提供の様式を定めることにより、訪問看護サービスの積極的かつ円滑な活用を図り、もって在宅療養者の健康維持に資することを目的とします。

### 2. 策定の経過と通知要旨

- 訪問看護サービスの開始の決定は通常、医師の指示や退院時のカンファレンスで示されます。これ以外に在宅療養中の利用者の疾病予防などから、介護支援専門員は訪問看護が必要と感じた場合、まず介護支援専門員は訪問看護事業所と調整を行った後、主治医へ指示を仰ぎます。しかし、昨年度実施した訪問看護や在宅ケアマネワーキングチーム会議にて、両者の役割分担は統一されておらず、サービス開始調整の段階で調整手順が混乱していることか判明しました。そこで両事業所が行う手順を標準化することにより、北見市内にある約 50 ヶ所の居宅介護支援事業所が同一の手順で訪問看護サービスを調整することとしました。
- また、介護支援専門員が訪問看護サービス利用の必要を感じ、訪問看護事業所へ提供する情報するが、情報が不足しているため、訪問看護師が介護支援専門員と改めて連絡を取っていることが分かりました。そこで、利用者の生活状況をチェックリスト化した「訪問看護相談票・利用申込書」を新規に作成し、介護支援専門員が訪問看護事業所へ相談しやすい様式を作成しました。
- さらに、介護支援専門員が主治医の意見を確認する場合は現在「主治医⇄ケアマネジャー連絡票」を使用しています。しかし、医療機関からケアマネジャーからの連絡票の記載内容が不十分で、訪問看護の必要性が伝わらない場合があったため、訪問看護サービス専用の様式を新たに作成しました。
- 以上を令和 2 年 1 月 27 日に開催した「訪問看護・在宅ケアマネジメント・入退院支援合同ワーキングチーム会議」にて提案し、了承していただきました。
- また、令和 2 年 2 月 19 日に開催した「医療・介護連携推進部会」においても、報告し、了承をいただきました。

### 3. 手順について

- 手順の対象となるもの

今回標準化した「訪問看護開始に係る手順」は、外来時や退院時などに医師が指示するもの(医療保険と介護保険)、難病や 40 才未満の患者などの医療保険制度に基づく訪問看護サービスを除きます。

手順の対象となるのは在宅療養の平時の場合において、介護支援専門員が訪問看護サービスの必要性を感じ、介護支援専門員からの提案で介護保険制度における訪問

看護サービス調整をする場合を対象とします。

○ 手順について

「訪問看護開始手順（介護保険に限る）」（資料1）

4. 使用する文書について

○ 訪問看護相談票・利用申込書(様式1)

介護支援専門員が訪問看護サービスを活用したい時に訪問看護事業所へ提出する文書です。

○ 主治医⇄ケアマネジャー連絡票（訪問看護サービス利用に関わる医師意見）（様式2）

介護支援専門員が訪問看護サービス利用について医師の意見等を確認する際に医療機関へ提出する文書です。

なお、医師の意見を記載したのち、介護支援専門員へ回答する欄もあります。従来使用していた「主治医⇄ケアマネジャー連絡票」を修正しました。

5. 運用開始期日

○ 令和2年5月25日(月)から開始とします。

6. その他

○ 新しい様式は北見市医療・介護連携支援センターホームページ、北見市ホームページからダウンロード可能です(エクセルデータ)。

○ 北見市医療福祉情報連携協議会のホームページから本様式を簡便に入力できる「訪問看護連携システム」もダウンロードできます。

7. 問合せ先 北見市医療・介護連携支援センター 関 建久

(医療法人社団 高翔会 北星記念病院内)

TEL 0157-51-1244(センター直通)

FAX 0157-51-1241

Mail kitami.medicare@nouge.gr.jp